

平成27年6月23日（火）  
高知県いじめ問題対策連絡協議会

## 平成27年度高知地方法務局における子どもの人権問題対策

### 第1 平成26年度の各種施策に関する取組結果

#### 1 最近3か年人権相談件数

	総事件数	教職員関係				いじめ関係				
		体罰	不登校	その他	小計	小学校	中学校	高校	その他	小計
平成24年	4,187	1	3	27	31	86	28	10	33	157
平成25年	4,280	6	9	41	56	63	16	6	14	99
平成26年	4,734	4	12	28	44	52	27	4	14	97

#### 2 最近3か年人権侵犯事件数

	総事件数	教職員関係				いじめ関係				
		体罰	不登校	その他	小計	小学校	中学校	高校	その他	小計
平成24年	318	1	0	9	10	12	5	1	1	19
平成25年	343	6	1	11	18	10	3	2	1	16
平成26年	353	2	1	6	9	10	6	0	1	17

#### 3 最近3か年人権教室の開催状況

	開催回数
平成24年度	154
平成25年度	154
平成26年度	259

### 第2 平成27年度の新規施策

#### 1 子どもの人権SOSミニレターの学校備付け（試行）

子どもの人権SOSミニレターは、子どもの人権問題の解消を図るため、全国の全ての小・中学生に返信用封筒と便箋が一体となったものを配布し、その内容を秘匿として相談を受けるものであるが、毎年10月から11月に配布するため、事業の持続性が課題となっていた。

そこで、本年度は、子どもの人権SOSミニレターを収納したレターケースを試行的に学校に備付け、いつでも安心して相談できる環境を整備する予定である。



#### 2 教育機関と連携した救済手続

子どもの人権SOSミニレター等によって子どもの人権問題を認知した場合は、当機関では調査救済手続を開始するが、今後は、教育機関に一定の要件の下で情報提供し、関係機関が連携してその解消に取り組むこととした。

##### 【具体的方策】

従来取扱では、当機関がいじめ事案を認知した場合、学校の対応の不備を違法性として調査救済手続を開始し、学校に適切な対応を求めていた。

しかし、更に迅速かつ実効性ある対応を図るため、相談者（児童）の了解を得た上で、教育機関に情報を提供し、学校の対応を確認しながら、その問題の解決を図ることとした。

#### 3 SNSの安全利用の普及促進（人権教室）

スマートフォン及び携帯電話の普及に伴い、今後、SNSによる子どもの人権問題が深刻化することが懸念されるため、本年度から、民間通信事業会社が開催する「スマホ・ケータイ安全教室」と事業連携し、SNSを用いたいじめや誹謗中傷の書き込みなどに対応していく予定である。